

② 上尾税務署 (☎ 048-770-1800)

確

受付できる申告

所得税、個人消費税、贈与税の確定申告

開設期間

2月16日(金)～3月15日(金)

相談受付 8:30～16:00 (相談開始は 9:00)

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月25日(日)は開場します。

入場整理券

入場には、次の方法で発行される入場整理券が必要です。

① 国税庁 LINE 公式アカウントを通じた

オンラインでの事前発行

国税庁 LINE
公式アカウント▶



② 会場で当日配付

※配付状況により受付を終了する場合がありますので、

①のオンラインでの事前発行をおすすめします。

注意事項

・確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としています。

・マイナンバーカードを利用して申告する場合は、パスワード(①数字4桁および②英数字6～16桁)が分かるようにしてお越しください。

・必要書類が不足していると、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認のうえ、お越しください。



・庁舎改修工事のため、2月下旬まで駐車場が大変狭くなっています。

・申告書類を郵送する場合は、下記へお送りください。

【住所】

〒362-8504 上尾市大字西門前 577 上尾税務署

申告会場 (市役所・地区公民館 / 上尾税務署) 持ち物チェックリスト

申告には、個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認の手続きが必要です。なお、申告内容によって必要なものが変わります。また、税務署の申告会場ではスマートフォンで申告書を作成できますので、スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。

個人番号(マイナンバー)カードまたはその写し ※なければ個人番号(マイナンバー)通知またはマイナンバー入りの住民票と本人確認書類(免許証等)

税務署で利用者識別番号またはID、パスワードを取得している人は、これらがわかる書類(お知らせはがき等)

筆記用具

還付金の振込先(金融機関名・支店・口座番号)がわかるもの

所得金額を証明するもの(源泉徴収票、支払調書等)

各種控除証明書、領収書(生命保険料、地震保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、寄附金等)

医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(医療費通知)

障害者控除の適用を受ける人は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書



〈広告〉

① ずっと空き家の実家を売りたい!

家を売りたいけど、片付けが大変!!

② 『リサイクルイズミ』にお願ひしたら??

行田市で表彰されてる...!!

おまかせにさせていただきます。

③ もっと早く頼めばよかったわ。

えっ!! そのままでいいの!!

現状のままでも、お家の価値を最大限まで引き出します!!

不動産売却・空き家整理

株式会社イズミ

宅地建物取引業者免許 埼玉県知事(1)第25068号

↓↓↓お電話ください!!↓↓↓

0120-961-919

住所: 埼玉県 行田市 埼玉4173-2

特定配当等・特定株式等譲渡所得のある人へ

上場株式等の特定配当等・特定株式等譲渡所得について、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択できなくなります

令和6年度(令和5年分)の申告から、特定配当等・特定株式等譲渡所得について、所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させる改正がなされました(令和4年度税制改正)。この改正により、所得税では **総合課税** や **申告分離課税** を選択し、市民税・県民税では **申告不要** を選択するといったことができなくなりました。

項目	課税方式		
	申告不要	総合課税 (配当所得のみ)	申告分離課税
市民税・県民税率	5%	10%	5%
配当控除	適用無し	適用有り	適用無し
合計所得金額への算入	無し	あり	あり
譲渡損失との損益通算および繰越控除	不可	不可	可

総合課税や**申告分離課税**を選択した確定申告書を提出した場合、市民税・県民税に算入されるため、以下の控除や行政サービス等に影響が生じる可能性があります。

- ・扶養控除や配偶者控除等の適用
- ・非課税判定
- ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料
- ・その他各種行政サービス等

なお、確定申告書を提出後、更正の請求や修正申告、市民税・県民税申告で、特定配当等・特定株式等譲渡所得を追加および除外することはできませんのでご注意ください。

詳細は、担当へお問い合わせください。

☎ 税務課市民税担当 (☎ 594-5518)

税理士による無料申告相談

確

☎ 関東信越税理士会上尾支部事務局
(☎ 048-776-8777)

所得税確定申告相談(事前予約制)

申告相談および申告書の作成を税理士が無料で行います。ただし、申告書用紙や添付書類はお預かりできませんので税務署に郵送または直接提出をお願いします。

日時・会場

・2月6日(火)・7日(水)
10:00～13:00、13:30～16:30

場 桶川マイン3階イベント広場「OKEGAWAhon プラス」
(桶川市若宮1-5-2 ※無料駐車場なし)

・2月13日(火)・14日(水)
9:00～12:00、13:00～16:00

場 上尾県税事務所(上尾市大字南239-1)

予約受付日

1月19日(金) 10:00～15:00

事務局へ電話でお申し込みください(定員に達し次第受付終了)

注意事項

- ・発熱・体調不良等の人はお断りする場合があります。
- ・諸般の事情により中止になる場合があります。



以下は相談対象外です

- ① 給与・年金以外の所得のある人(株・不動産の譲渡、不動産賃貸他)
- ② 事業を営む人
- ③ 配当等の申告をする人
- ④ 600万円を超える収入のある人
- ⑤ 住宅借入金等特別控除の初年度の人
- ⑥ 雑損控除等のある人
- ⑦ 所得税以外の税目を申告する人
- ⑧ 医療費控除の申告をする人は事前に集計をお願いする。

税理士事務所における税務相談

各税理士事務所にて、申告相談をお受けします。

期間

2月2日(金)～15日(木) ※土・日曜日、祝日を除く。
9:30～12:00、13:00～16:00

※税理士事務所によって担当日が異なります。

まずは事務局までお問い合わせください。

対象

- ① 年金受給者の人
 - ② 給与所得者で医療費控除を受ける人
 - ③ 年の途中で退職・就職し、年末調整の済んでいない人
- ※株・不動産等の譲渡がある人、不動産賃貸等の事業を営む人は対象外となります。